

「琴浦町過疎地域持続的発展計画(案)」意見募集

▼ 趣旨

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(過疎法)」が施行され、琴浦町の旧赤碕町地域が新たに過疎地域に指定されました。令和4年4月に令和2年国勢調査の結果を反映し、過疎地域の要件が見直された結果、琴浦町全域が過疎地域に指定されました。

これに基づき、琴浦町では、過疎法に基づいて「琴浦町過疎地域持続的発展計画」を策定しており、当該計画の期間が令和7年度で終了するため、このたび、令和8年度から令和12年度までの新たな計画期間での計画案を策定しました。

つきましては、広く町民の皆様からのご意見をお聞きするため、下記のとおり意見募集を行います。

▼ 募集期間

令和8年2月10日(火)～令和8年2月24日(火)

▼ 閲覧場所

琴浦町ホームページ、本庁舎、分庁舎において閲覧できます。

▼ 意見等を提出することができる人

琴浦町に住所を有する人

町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

町内の事務所又は事業所に勤務する人

本町に対して納税義務を有する人

その他利害を有する人

▼ 意見等の提出方法

ご意見は、意見書様式に記載の上、郵送、電子メール、ファクシミリで提出していただくか、上記閲覧場所に設置している意見箱への投函でも応募できます。

電話や口頭での受付はいたしませんのでご了承ください。

▼ いただいた意見について

個別回答はいたしません。

いただいた意見は個人情報を除き、町のホームページにて公開します。

▼ 提出・問合せ先

〒689-2392

東伯郡琴浦町大字徳万591番地2 琴浦町役場 企画政策課

電話:0858-52-1708 ファクシミリ:0858-49-0000

電子メール:kikaku@town.kotoura.tottori.jp